

地方消費税交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分は社会保障費に充当し、その使途を明示することになりました。

平成27年度新庄村一般会計決算における社会保障費への充当は下表のとおりです。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 7,483千円

(歳出)

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充当される社会保障施策に要する経費 205,482千円

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充当される社会保障施策に要する経費】 (単位:千円)

事業名		平成27年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県) 支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消 費税率(社会保障 財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	38,868	11,659	0	0	1,378	25,831
	障害者福祉事業	20,702	15,010	0	0	734	4,958
	高齢者福祉事業	19,239	843	0	0	882	17,514
	児童福祉事業	29,453	11,422	0	0	1,044	16,987
	母子福祉事業	2,798	869	0	0	99	1,830
	小計	111,060	39,803	0	0	4,136	67,120
社会保険	介護保険事業	26,026	100	0	0	922	25,004
	国民健康保険事業	10,401	4,361	0	0	369	5,671
	後期高齢者医療事業	25,996	4,533	0	0	921	20,542
	小計	62,423	8,994	0	0	2,213	51,216
保健衛生	疾病予防対策事業	5,082	5	0	0	180	4,897
	健康増進対策事業	12,109	2,919	0	620	429	8,141
	病院対策事業	14,808	0	0	0	525	14,283
	小計	31,999	2,924	0	620	1,134	27,321
合計		205,482	51,721	0	620	7,483	145,658